

処 分 の 名 称	火薬類の廃棄に係る許可
根拠法令・条項	火薬類取締法第 27 条第 1 項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法第 27 条第 2 項及び第 27 条の 2 ・火薬類取締法施行規則第 65 条から第 67 条 ・不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示 (平成 19 年経済産業省告示第 269 号)
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法の改正について (昭和 36 年 3 月 6 日 36 軽第 560 号) ・火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和 45 年 1 月 28 日 45 化局第 31 号) ・不用実包等の取扱に係わる火薬類取締法令の規定の解釈について (平成 19 年 7 月 27 日付 19 保安第 28 号) ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について (令和 3 年 3 月 1 日 20210215 保局第 1 号)
標 準 処 理 期 間	10 日